

第4次 川根本町 地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

概要版



1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進行する中、ライフスタイルの変化や単身世帯の増加、地域のつながりの弱まり等、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。当町では、地域福祉に関する様々な施策を推進してきましたが、介護や育児、障がい、貧困が複合化した問題など、複雑・深刻な課題が増加しています。

国においては、国民だれもが様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」・「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が役割を持ち、支え合いながら活躍できる「地域共生社会」の実現を目指し、包括的な支援体制の構築を目指すこととしています。

当町においても、様々な地域課題を地域住民の協力を得て解決するとともに、地域福祉の推進を図るうえで、町と社会福祉協議会が連携することが必要であると考え、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」、そして「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

2 計画の基本理念

基本理念

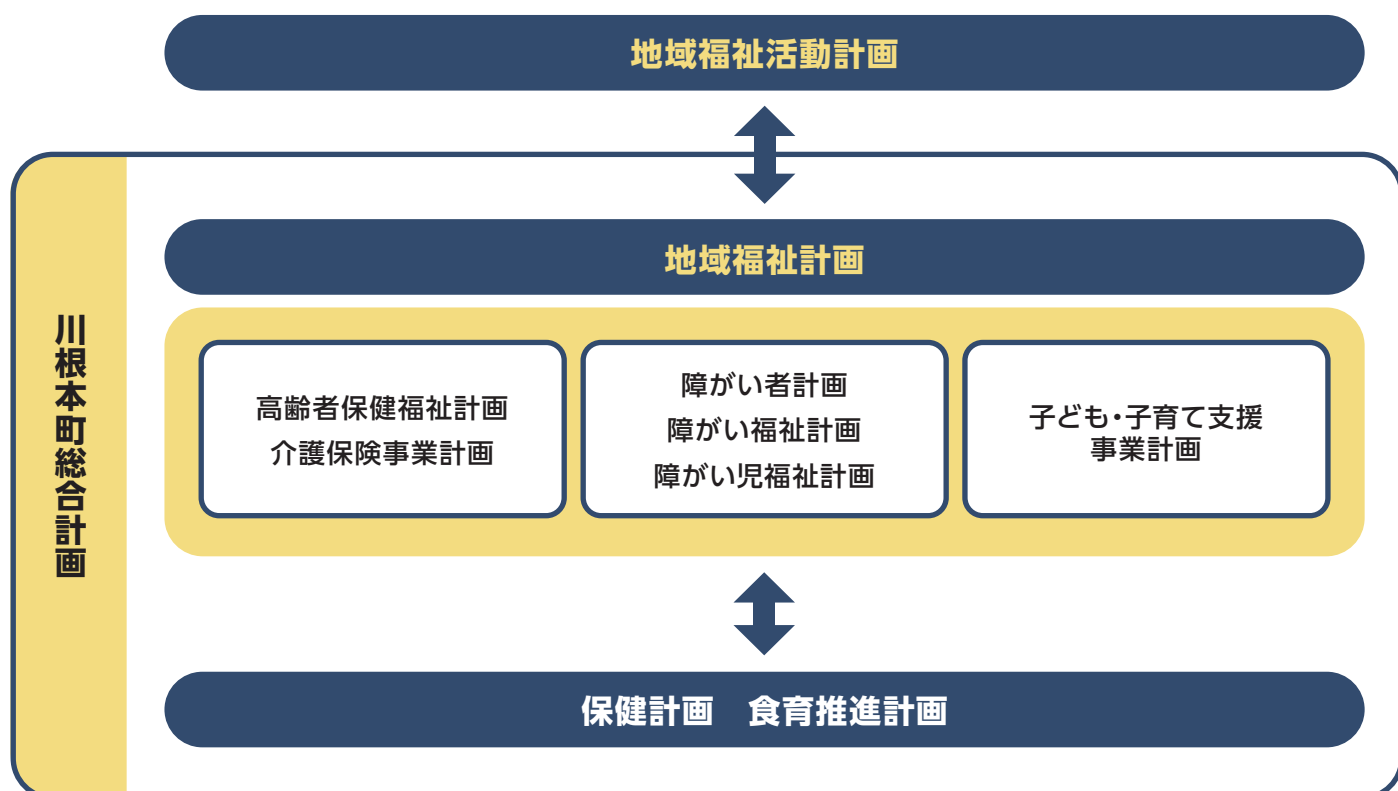
ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり



3 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画として、当町における地域福祉の方向性及び指針を定めるものであり、「地域福祉活動計画」は社会福祉法第109条で定められる市町村社会福祉協議会が、地域福祉を推進する目的で定める計画です。

「川根本町総合計画」を上位計画とし、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「保健計画・食育推進計画」をはじめとするその他町内関連計画と整合を図りながら推進していきます。



4 重点取組

人口、世帯数とも減少傾向にありますので、福祉サービスの対象者は減少傾向にあるといえます。一方で、福祉に関する相談内容は複雑化・深刻化している状況にあります。

行政、社会福祉協議会が連携して地域福祉及び福祉サービスの充実・強化に取り組む必要があり、本計画期間の重点取組を下記のとおり整理します。

- 相談体制、機能の充実
- 福祉サービス情報提供の充実
- 福祉人材の育成と確保
- 成年後見制度利用促進、体制強化



5 施策の体系

基本理念

ぬくもりとふれあい
だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり

重点取組

相談体制、
機能の充実

福祉サービス
情報提供の充実

福祉人材の
育成と確保

成年後見制度
利用促進、
体制強化

基本目標

基本目標

1

共に支え合う
地域づくり

基本目標

2

安心して
生活できる
環境づくり

基本目標

3

生活を支える
基盤づくり

推進施策

1 地域福祉に関する意識の醸成

- 1 広報・啓発活動の充実
- 2 地域における福祉教育の充実

2 地域で支え合う体制の整備

- 1 交流機会の創出と充実
- 2 地域行事への参加の促進
- 3 地域における見守り体制の整備

3 地域を支える担い手づくり

- 1 担い手の育成
- 2 関係団体等との連携の強化

1 福祉サービスの充実

- 1 多様な福祉サービスの充実
- 2 権利擁護の推進

2 福祉サービスの利用の促進

- 1 情報提供体制の充実
- 2 相談支援体制の充実

1 安心・安全な生活環境の整備

- 1 防災体制の充実
- 2 防犯活動の促進
- 3 交通安全対策の充実

2 生活しやすい環境の整備

- 1 ユニバーサルデザインの推進
- 2 移動サービスの充実



6 計画の期間

本計画の期間は令和4年度を初年度として、令和8年度までの5年間とします。ただし、国や県の動向を踏まえ、社会情勢が大きく変化した際には必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

計画の期間	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
地域福祉計画 地域福祉活動計画	第4次川根本町地域福祉計画・地域福祉活動計画					次期
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第9次及び第8期計画		第10次及び第9期計画			
障がい者計画 障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第5次及び第6期計画		第6次及び第7期計画			
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画			第3期計画		
保健計画 食育推進計画	第3次計画					

7 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、関係機関、地域、医療機関等との連携を図るとともに、庁内の関係各課が連携し、総合的・全庁的な施策の展開を図ります。

また、地域福祉の実現には、行政だけでなく、地域住民や地域を構成する様々な関係団体の参画が必要となります。自助・互助・共助・公助の考え方にに基づき、様々な主体が地域福祉の実現に向けて参画できる環境を整えながら計画を推進していきます。

8 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。

9 災害時・緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、町が出す方針に従って計画の推進を図ります。